

建設発生土の受入地を募集します

国土交通省大隅河川国道事務所においては、河川事業の建設工事により発生した残土の有効活用を図るため、発生土の受入地を募集します。

■募集期間

令和8年6月23日（火）～令和9年3月31日（水）

※募集期間終了後も建設発生土が残っている場合は、引き続き受付・選考をします。
また、募集期間内であっても建設発生土がなくなり次第、受付を終了します。

■応募要件

当方の工事現場から運搬距離約50km以内で埋立等を予定されている土地を所有あるいは貸借されている方

（国土交通省で建設発生土を運搬）

■その他

応募のあった事業者より、候補地を選定しますが、今回の応募により建設発生土の搬入を確約するものではありません。

■別添資料

・建設発生土の受入地募集要領

【問合せ先】国土交通省 九州地方整備局 大隅河川国道事務所

技術副所長（河川担当） かどた 門田 ひとし 仁 （内線204）

工務第一課長 とうごう 東郷 じゅんいち 純一 （内線311）

TEL：0994-65-2541（代表） FAX：0994-65-9630

URL：<http://www.qsr.mlit.go.jp/osumi/>

建設発生土の受入地募集要領

1. 募集の趣旨

国土交通省大隅河川国道事務所においては、河川事業の建設工事により発生した残土の有効活用を図るため、窪地の埋立や低地のかさ上げ等を目的に埋立（盛土）をお考えの方の所有地を受入地として募集します。

2. 募集の内容

当方の工事現場から運搬距離約50km以内に所在する土地

3. 応募要件

(1) 応募できる方

①令和8年7月頃～令和9年3月の間で、当方の工事現場から運搬距離約50km以内で埋立等を予定されている土地を所有あるいは貸借されている方。
(賃貸の場合は、所有者の同意が必須)

②令和8年7月頃～令和9年3月の間で、埋立等の土地造成を予定している土地を所有あるいは貸借されており、建設発生土を当現場にて受け取りに来られ運搬が可能な方。(賃貸の場合は、所有者の同意が必須)

なお、土地所有者等土地に関する権利者は、暴力団員または暴力団員が実質的に経営を支配する業者でないこと。

(2) 受入地の要件

○埋立（盛土）土量が1,000m³以上を対象

(10tダンプトラック約200台分相当)

ただし、建設発生土を当現場にて受け取りに来られ運搬が可能な場合は、土量を問わない。

○大型ダンプトラック（10t車）で土砂（30cm程度の岩砕含む）シラス、粘性土等の混在土の搬入ができること。

(大型ダンプトラック（10t車）搬入に必要な車道幅員は約4m)

○法律、関係条例上、埋立（盛土）を行うことが可能な土地であり、関係手続きが完了あるいは近々に手続き完了見込み（発生土の受け入れまでに）であること。

(想定する関係法令：盛土規正法、森林法、農地法、自然公園法等)

4. 募集期間および必要書類

(1) 募集期間 令和8年6月23日(火)～令和9年3月31日(水)

※募集終了後も建設発生土が残っている場合は、受付・選考をしますが、募集期間内であっても建設発生土がなくなった時点で受付を終了致します。

- (2) 必要書類
- 建設発生土受入申込用紙
 - 土地所有者の同意書(賃貸の場合)
 - 埋立等の許可証の写し(申請中の場合は、申請書の写しなど。
ただし、搬入開始は許可証の確認後。)
 - 埋立位置を示した地図(経路、運搬距離含む)

5. 応募後の確認等

応募いただいた受入地については、現地立会、隣接者との境界、運搬距離、土地の形状、周辺の状況、関係法令等について調査・確認を行い、埋立(盛土)に適した条件と認められた場合は候補地となり、当事務所にて選考させていただきます。

また、その結果は申込者へ連絡させて頂く予定です。

6. その他留意事項

- 建設発生土の搬入(運搬)にかかる費用は、当方の工事現場から運搬距離約50km以内の場合、運搬費用は無料です。
- 運搬距離約50kmを超える場合は、当方の工事現場まで建設発生土を受け取りにきて頂く必要があります。(申込者にて運搬が必要です。)
- 埋立(盛土)への搬入路を確保する際に必要となる用地買収及び借地契約等は申込者にて行ってください。
- 搬入前の隣接者との境界確認、盛土に対する許可は申請者でお願いします。
- 国土交通省で建設発生土を運搬する場合、搬入後の建設発生土の管理は、申込者の責任において行って頂きます。
- 申込者で建設発生土を運搬する場合、受取後の建設発生土の管理は、申込者の責任において行って頂きます。
- 搬入した土砂を営利目的に使用したり、他の箇所へ搬出することはできません。
- 搬入に関しては、多数のダンプトラックが走行することになりますので、苦情等が発生しないように事前に周辺住民等への周知を行って頂きます。
- 不正な利益(暴力団等の資金獲得活動等)を得る目的で、発生土の利用を行う行為は固く禁止しています。
- 受入地の選定は、経済性、受入条件等により選定しますが、必ず搬入を確約するものではありません。

7. 応募窓口及び問い合わせ先

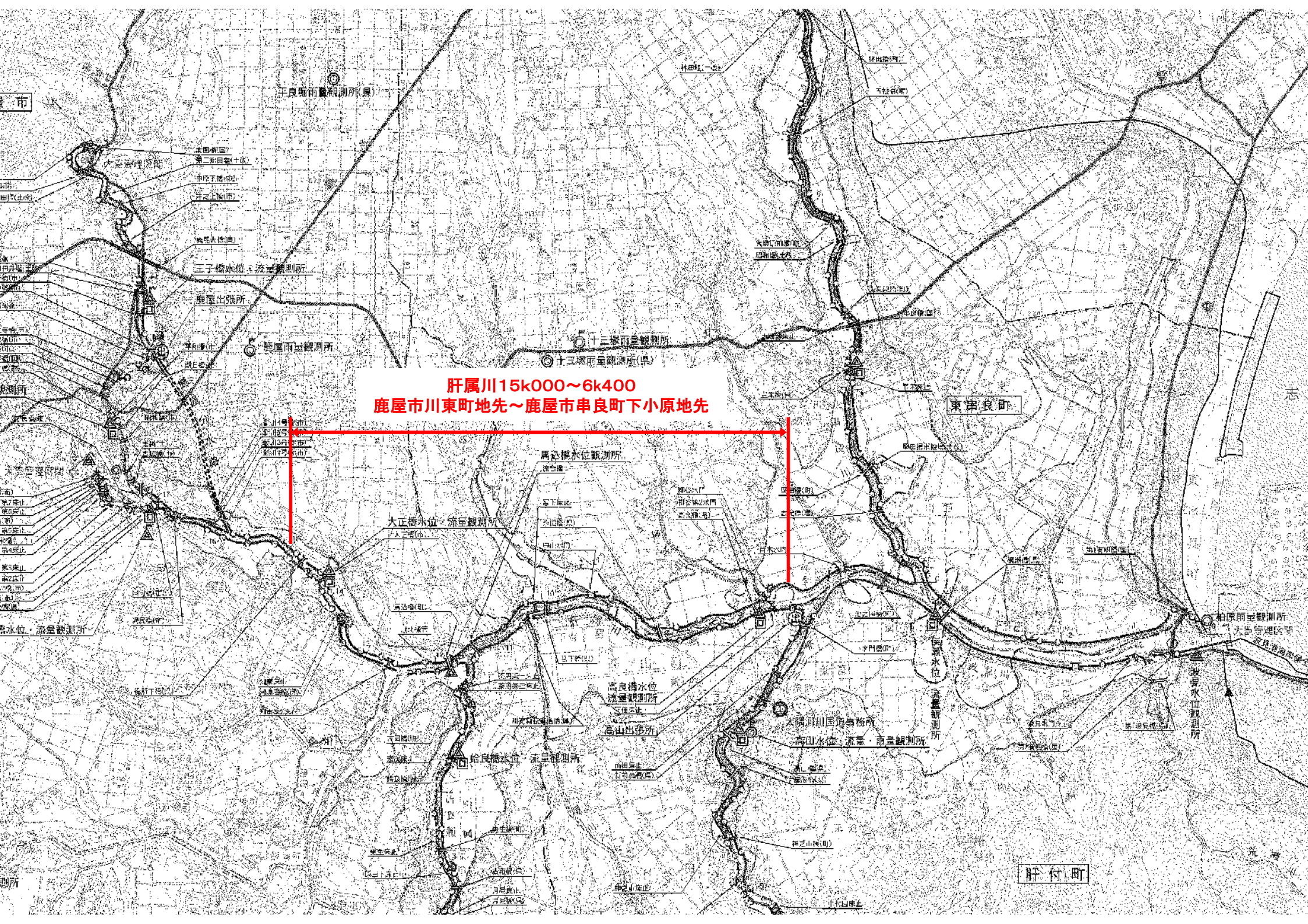
国土交通省 九州地方整備局 大隅河川国道事務所 工務第一課

〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富 1013-1

TEL 0994-65-2990 (直通)

FAX 0994-65-9630

担当 工務第一課長、工務係長



肝属川15k000~6k400
鹿屋市川東町地先~鹿屋市串良町下小原地先

肝付町

申込日 令和 年 月 日

建設発生土受入申込書

国土交通省 九州地方整備局
大隅河川国道事務所長 殿

郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

印

建設発生土の受入について、下記のとおり申し込みます。

○受入地の住所・地目

住 所	
地 目	
面 積	
搬入可能な土砂総量	m ³

○許可等を受けた事業に関する事項（事業で無ければ記入不要）

事 業 名 称	
法 令 等 の 名 称	
許 可 等 の 時 期 及 び 許 可 等 の 番 号	年 月 日 第 号
許 可 等 の 区 域 の 位 置	
許 可 等 の 区 域 の 面 積	平方メートル
土 砂 埋 立 行 為 を 行 う 土 地 の 面 積	平方メートル
搬入する土砂の総量	立方メートル
工 事 予 定 時 期	年 月 日 ~ 年 月 日